

事務所だより

第19号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

第三者の行為による傷病届

他人からの暴力でケガをしたら！

例えば他人からの暴力が原因でケガをしたときに、健康保険証を使って治療を受けると、必ず「第三者の行為による傷病届」を加入している健康保険の窓口に提出しなければなりません。そのほか、交通事故や飲食店での食中毒などで被害にあった場合も同様です。

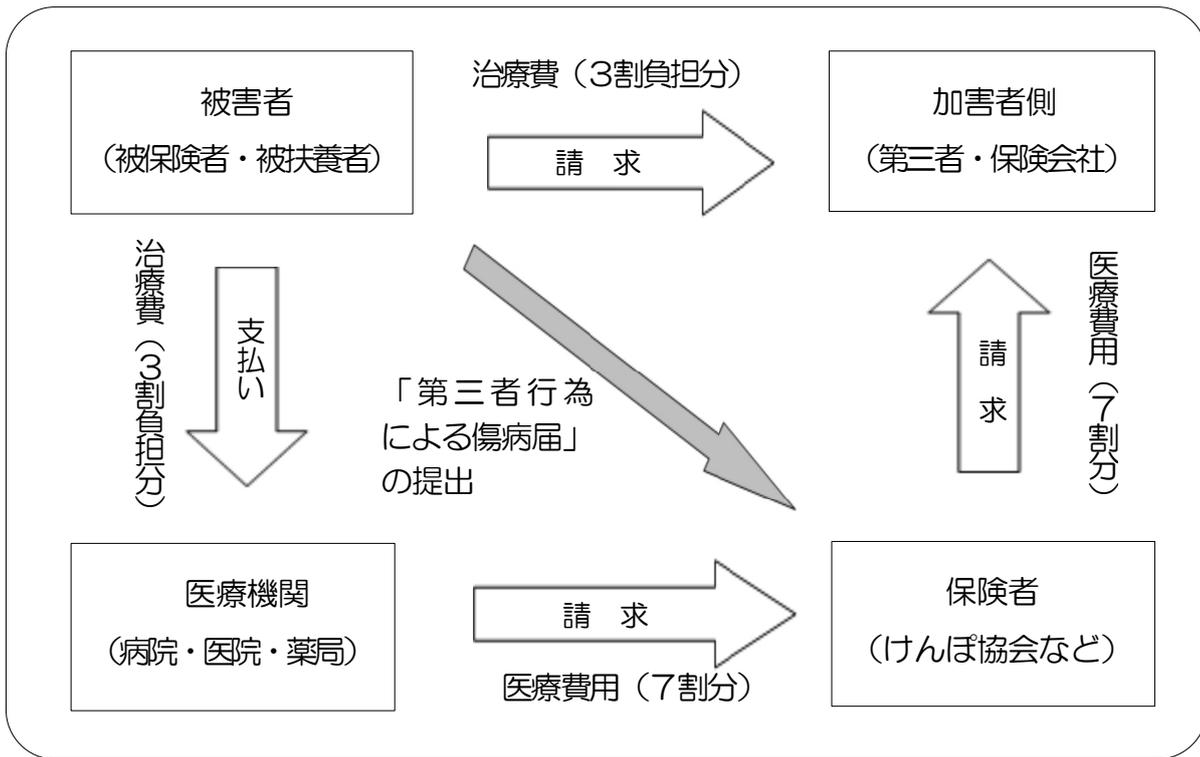
「第三者」とは誰のことか？
加入している医療保険や介護保険・労災保険などの保険者を「第1当事者」、ケガや病気をした被保険者本人や被扶養者を「第2当事者」といいます。そして、その加害者を「第三者」といいます。

なぜ届出が必要なのか

もしも前掲の例のような第三者の暴力行為がなければ、療養の給付などの保険給付を行う必要がなかったことになり、第三者の行為によって保険者は損失を受けたことになりません。
また健康保険は、加入者（被保険者）の負担する保険料と国庫補助（税金）でまかなわれています。不要の給付をすることで運営資金が圧迫され、その結果、保険料のアップにつながる事が懸念されます。

そこで、傷病届を提出することにより、第三者に対して保険者が受けた損失分を請求するのです。（図参照）

今回は、出産育児一時金について掲載いたします。



「ねんきん」
無料相談受付中

万一のことがあっても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。
年金事務所や年金相談センターに
行く時間が無い方
遠くへ行けない方
ぜひご利用下さい

二十四時間受付（※）
しています

※受付のみとさせていただきます。
回答は、受付日の翌々営業日となります。
相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。
お客様の個人情報、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

メールでご相談の方

メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号
075 (571)8611

「賃金の支払方法」を守ろう

賃金支払いの5原則

賃金は、①通貨で、②全額を、③労働者に直接、④毎月1回以上、⑤一定期日を定めて支払わなければならない。賃金から税金、社会保険料等法令で定められているものを除外する場合には、労働者の過半数で組織する労働組合が労働者の過半数を代表する者との労使協定が必要です。

振込払いは、本人の同意が必要

一定の要件（①労働者の同意を得る、②労働者の指定する本人名義の預貯金口座に振り込む、③賃金の全額が所定の支払日に払出可能）を満たせば、金融機関への振込により支払うことができます。

本人以外への支払いは違法に

賃金を本人以外の者に支払うことを禁止しています。したがって、労働者の親権者、法定代理人、委任を受けた任意代理人に賃金を支払うことは労基法違反となります。ただし、使用者への支払いは認められています。

十二月の労務手続 「提出先・納付先」

●一〇日
雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

●十五日
労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

●三十一日
健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]

●十五日
勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出（十一月二〇日～翌年一月二五日）
[労働基準監督署]

●本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで
給与所得者の保険料控除申告書（生命保険・地震保険・社会保険）兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出
[給与の支払者]

Q 当社は飲食店を営んでいます。来年度より職場内での受動喫煙に対する防止対策が義務化されると聞きました。しかし、来店される顧客の喫煙は、当社のサービスの一端としてしていますので、禁煙化しにくいのが現状です。会社としてどのように対応すべきでしょうか。

受動喫煙防止対策

A ご質問のように、次期国会において労働安全衛生法を改正し、平成23年度より事業主に対して職場での受動喫煙防止対策の実施を義務化する動きがあります。

仮に法改正案が成立しますと、事業主は、労働者が職場内で他人の喫煙によって健康を害することのないよう対策を講じなければなりません。

その対策として、

- ①. 職場内の全面禁煙
 - ②. 喫煙室設置による空間分煙
 - ③. ①、②が困難な場合に、換気によって可能な限り受動喫煙の機会を減らす
- が挙げられています。

そこで国は、法改正に合わせて喫煙室設置にかかる費用の一部助成を検討しています。現行案では、設置費用の4分の1程度（上限200万円）を助成すること、設置にあたり技術的な問い合わせに対して専門家からアドバイスが受けられる体制を導入する、などを予定しています。

顧客に対するサービスと、御社の従業員の健康維持の両立に向けて、早期に先掲の①から③のいずれかを検討されることをお勧めいたします。

編集後記

年々一年が過ぎるのが早く感じられます。今年の目標の達成度を振り返りつつ、来年も健やかに過すことを願っています。どうぞ良いお年をお迎えください。

(きん)

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com